

平成 23 年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に  
基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排  
出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」の  
実施状況について

平成 25 年 3 月

地球温暖化対策推進本部幹事会

## 目次

1. はじめに .....	1
2. 政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態について .....	2
3. その他の数量を伴う目標の実績数値等について .....	3
3.1 総括 .....	3
3.2 具体的措置ごとの実施状況 .....	5
4. 数量的目標を含まない具体的細目的措置の取組状況 .....	7
5. まとめ .....	13
6. 資料編 .....	16
6.1 平成 23 年度における数量的目標に係わる実績数値 .....	16
6.2 平成 23 年度における数量的目標を含まない具体的細目措置の取組状況 .....	46
6.3 「政府の実行計画」に係る取組に対する評価および今後の課題 .....	67

平成 23 年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく  
「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため  
実行すべき措置について定める計画」の実施状況について

平成 25 年 3 月

## 1. はじめに

地球温暖化問題は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、すべての者が自主的かつ積極的に地球温暖化を防止するという課題に取り組むことが重要であるということにかんがみ、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号、以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、地球温暖化対策の推進を図っているところである。また、平成 17 年 2 月 16 日には、温室効果ガスの削減についての法的拘束力のある約束等を定めた気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）が発効した。

これにより、今後の地球温暖化対策における政府による率直的な取組の意義が一層高まるとともに、政府として、京都議定書の 6%削減約束を確実に達成するための措置を定めた京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月 28 日閣議決定。平成 20 年 3 月 28 日全部改定。以下「目標達成計画」という。）に掲げられた先進的な温暖化対策を政府自らが、事業者や家庭に先駆けて率先して導入することにより、社会全体への普及を牽引することが求められる。

特に、政府自らが率先して温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を実行することが重要であることから、政府は、地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策に関する基本方針（平成 11 年 4 月 9 日閣議決定）に基づき、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 14 年 7 月 19 日閣議決定、平成 17 年 4 月 28 日改訂。以下「政府の旧実行計画」という。）を策定し、また、当該計画の具体的細目的措置を定めた実施要領（平成 17 年 4 月 28 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を定め、これを推進し、目標である、平成 13 年度比で平成 18 年度までに政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量 7%削減を上回る 14.5%削減を達成した。

政府の旧実行計画は、平成 18 年度末をもってその計画を終了したが、平成 19 年 3 月 30 日、新たに「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府の実行計画」という。）を閣議決定し、また、当該計画の具体的細目的措置を定めた実施要領（平成 19 年 3 月 30 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を定め、引き続き温室効果ガスの削減に取り組んでいる。

新たな政府の実行計画では、温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標として、平成 13 年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成 22 年度から平成 24 年度までの総排出量の平均を 8%削減することを目標

としているほか、温室効果ガスの排出の抑制等のため、財やサービスの購入・使用等の4分野について数量的目標を含む実行すべき措置を定めており、関係府省は、これらの措置を積極的に実施し、この計画の達成に最大限努力するものとされている。

政府は、当該実行計画の実施状況を毎年点検し、その結果を公表することとされていることから、今般、平成23年度における政府の実行計画の実施状況を以下のとおりとりまとめた。

## 2. 政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態について

政府の実行計画においては、当該実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、平成13年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を8%削減することを目標としている。

平成23年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量の推計は、1,445,300 tCO<sub>2</sub>となった。これは、政府の実行計画の基準年度（平成13年度）における総排出量の推計（1,998,202 tCO<sub>2</sub>）に比べ27.7%減少している。

表1 温室効果ガスの総排出量の推移（政府全体）

項目	達成目標 (政府全体)	単位	年度	政府全体	調整後係数で 算出した値
温室効果ガスの総排出量	13年度比で 8%削減	tCO <sub>2</sub>	H13	1,998,202	-
			H14	1,926,393	-
			H15	1,929,191	-
			H16	1,977,683	-
			H17	1,971,101	-
			H18	1,706,182	-
			H19	1,589,374	-
			H20	1,616,715	-
			H21	1,699,317	1,609,555
			H22	1,583,967	1,482,909
			H23	1,445,300	1,386,467
			H23/13比	(27.7%減)	(30.6%減)

※温室効果ガスの総排出量の推計に当たっては、「地球温暖化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成14年政令第396号）に定める排出係数等を用いた。

※平成23年度の電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量の算出に当たっては、地球温暖化対策推進法に基づき平成24年1月17日に公表された電気事業者毎の排出係数等を用いた。

※対象機関には、独立行政法人、公社等政府関係機関（平成23年度までに移行する機関も含む。）は含まれない。

※調整後係数欄の数値は、調整排出係数を用いて算出した場合の温室効果ガスの総排出量とその数値を基準年度（平成13年度）と比較した際の削減率。

※平成23年度分調査時において、過去の数値についても精査の上、修正を行っている場合がある（以下同じ）。

### 3. その他の数量を伴う目標の実績数値等について

#### 3.1 総括

政府の実行計画に掲げられている温室効果ガスの総排出量以外の数量を伴う目標に関する基準年度（平成13年度）から平成23年度の各年度における実績数値は、以下のとおり。

表2 その他の数量目標の推移1（政府全体）

項目	達成目標	単位	年度	政府全体
1 公用車の燃料使用量	13年度比で概ね85%以下	GJ	H13	1,065,424
			H14	1,078,911
			H15	1,075,537
			H16	1,083,428
			H17	1,080,963
			H18	1,056,417
			H19	1,054,549
			H20	974,473
			H21	938,172
			H22	823,903
			H23	832,945
			H23/H13比	(21.8%減)
2 用紙類の使用量	13年度比で増加させない	t	H13	30,845
			H14	30,264
			H15	31,217
			H16	30,529
			H17	32,343
			H18	29,051
			H19	30,698
			H20	31,635
			H21	33,092
			H22	30,521
			H23	25,858
			H23/H13比	(16.2%減)
3 事務所の単位面積当たりの電気使用量	13年度比で概ね90%以下	kWh/m <sup>2</sup>	H13	113.5
			H14	111.0
			H15	115.5
			H16	119.0
			H17	120.6
			H18	110.7
			H19	108.4
			H20	106.8
			H21	106.0
			H22	106.5
			H23	96.4
			H23/H13比	(15.1%減)

表 3 その他の数量目標の推移 2 (政府全体)

項目	達成目標 (政府全体)	単位	年度	政府全体
4 エネルギー供給設備等における燃料使用量	13年度比で増加させない	GJ	H13	6,711,421
			H14	6,556,606
			H15	6,546,351
			H16	6,483,042
			H17	6,132,153
			H18	5,325,167
			H19	5,434,928
			H20	5,119,039
			H21	5,064,926
			H22	4,882,489
			H23	4,798,371
H23/H13比	(28.5%減)			
5 事務所の単位面積当たりの上水使用量	13年度比で90%以下	m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>	H13	1.98
			H14	1.94
			H15	2.18
			H16	2.20
			H17	2.20
			H18	1.94
			H19	1.58
			H20	1.49
			H21	1.67
			H22	1.08
			H23	1.06
H23/H13比	(46.4%減)			
6 廃棄物の量	13年度比で概ね75%以下	t	H13	101,451
			H14	92,776
			H15	80,092
			H16	70,874
			H17	70,880
			H18	69,395
			H19	67,441
			H20	64,418
			H21	57,615
			H22	56,086
			H23	55,067
H23/H13比	(45.7%減)			
可燃ごみの量	13年度比で概ね60%以下	t	H13	65,240
			H14	57,755
			H15	56,163
			H16	49,620
			H17	50,921
			H18	49,597
			H19	48,160
			H20	44,478
			H21	38,607
			H22	37,517
			H23	37,557
H23/H13比	(42.4%減)			

※対象機関には、独立行政法人、公社等政府関係機関（平成 23 年度までに移行する機関も含む。）は含まれない。

※GJ（ギガ・ジュール）：G（ギガ）は 10 億倍の意味、J（ジュール）はエネルギー熱量を表す単位

※平成 23 年度分調査時において過去の数値についても精査の上、修正を行っている場合がある（以下同じ）。

### 3.2 具体的措置ごとの実施状況

#### (1) 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で概ね 85%以下にすることに向けて努める。

平成 23 年度中に政府の公用車で使用された燃料の量は 832,945GJ であり、基準年度(平成 13 年度) 値に比べ 21.8%減少した。

本府省、地方支分部局等別にみると、基準年度値に対して本府省が 23.7%減少、地方支分部局等が 21.7%減少している。

なお、公用車については、低公害車の導入を図ることとしており、徐々に低公害車の割合が増加している。各府省全体の低公害車の保有状況は以下のとおりである。

表 4 各府省における低公害車の保有状況(平成 24 年 3 月末現在)

府省名									(台)
	電気自動車	天然ガス自動車	マニュアル自動車	ハイブリッド自動車	水素自動車	クリーンディーゼル車	燃料電池車	低燃費優遇税制認定車	合計
内閣官房	0	0	0	2	0	0	0	4	6
内閣法制局	0	0	0	4	0	0	0	3	7
人事院	0	0	0	11	0	0	0	2	13
内閣府	0	0	0	81	0	0	2	37	120
宮内庁	0	17	0	6	0	0	0	8	31
公正取引委員会	0	0	0	8	0	0	0	12	20
警察庁	0	4	0	114	0	1	0	171	290
金融庁	0	0	0	15	0	0	0	1	16
消費者庁	0	0	0	5	0	0	0	0	5
総務省	0	0	0	69	0	1	0	46	116
法務省	1	0	0	384	0	11	0	633	1,029
外務省	0	1	0	20	0	0	0	26	47
財務省	8	0	0	359	0	0	0	2,954	3,321
文部科学省	0	0	0	16	0	0	0	26	42
厚生労働省	0	4	0	112	0	0	0	234	350
農林水産省	0	2	0	96	0	0	0	1,652	1,750
経済産業省	1	1	0	70	0	0	1	10	83
国土交通省	1	118	0	408	0	1	1	1,150	1,679
環境省	3	4	0	52	0	1	2	28	90
防衛省	0	0	0	137	0	1	0	92	230
会計検査院	0	0	0	13	0	0	0	0	13
合計	14	151	0	1,982	0	16	6	7,089	9,258
(構成比)	0.2%	1.6%	0.0%	21.4%	0.0%	0.2%	0.1%	76.6%	100.0%

## (2) 用紙類の使用量

用紙類の使用量を平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で増加させないよう努める。

平成 23 年度の使用量は、25,858 t/年である。基準年度(平成 13 年度)に対し 16.2% 減となっている。

本府省・地方支分部局等別にみると、本府省は基準年度に対して 23.8% 減少し、地方支分部局等は 13.6% 減少している。

## (3) 事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で概ね 90% 以下にすることをに向けて努める。

平成 23 年度の事務所の単位面積当たりの電気使用量は 96.4kWh/m<sup>2</sup> であり、基準年度値(平成 13 年度値)に対して 15.1% 減少している。

本府省・地方支分部局等別では、基準年度値に対しそれぞれ本府省 14.1% 減、地方支分部局等で 16.9% 減少している。

## (4) エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、年々の気象状況を考慮し合理的に考えられる使用量の変動を除いて、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で増加させないことを念頭に置きつつ、計画的な管理、削減に努める。

平成 23 年度のエネルギー供給設備等における燃料使用量は、4,798,371GJ であり、基準年度値に比べ、28.5% 減少している。

本府省・地方支分部局等別にみると、基準年度値に対して本府省では 48.3% 増加、地方支分部局等では 34.7% 減少となっている。

## (5) 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で 90% 以下にすることをに向けて努める。

平成 23 年度における事務所の単位面積当たりの上水使用量は 1.06m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup> であり、基準年度値に比べ、46.4% 減少している。

本府省・地方支分部局等別にみると、基準年度に対し本府省では 39.8% 減、地方支分部局等では 46.3% 減となっている。



#### (6) 廃棄物の量

事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で概ね 75%以下にすること及び廃棄物中の可燃ゴミの量を同期間に概ね 60%以下とすることに向けて努める。

平成 23 年度中における事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）は 55,067 t/年であり、基準年度値に比べ、45.7%減少した。また、可燃ゴミの量は、37,557 t/年であり、基準年度値に比べ、42.4%減少した。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で廃棄物の量（湿重量）が 39.9%減少（可燃ごみは 45.9%減少）、地方支分部局等で廃棄物の量（湿重量）が 46.2%減少（可燃ごみは 42.1%減少）した。

#### 4. 数量的目標を含まない具体的細目的措置の取組状況

各府省においては、政府の実行計画及び実施要領に掲げられている具体的細目措置について取り組みが進められているが、数量的目標を含まない具体的細目的措置についてとりまとめた結果、分野ごとによく取り組まれている項目と取組が遅れている項目を整理すると以下のとおりである。

（参考）よく取り組まれている項目と取組が遅れている項目の分類について、

- ①よく実施されている（実施率が概ね 8 割以上）
- ②かなり実施されている（実施率が概ね 5 割以上 8 割未満）
- ③あまり実施されていない（実施率が概ね 5 割未満）
- ④実施されていない（実施率 0%）
- ⑤わからない
- ⑥該当しない

という 6 つの選択肢で各府省の各機関ごとに評価したものを基に、「よく実施されている」及び「かなり実施されている」の比率が 75%以上のものをよく取り組まれている項目、25%未満のものを取組が遅れている項目として整理した。「該当しない」とする回答割合が 50%以上ある項目は除外する。

#### (1) 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

よく取り組まれている項目

（政府機関全体でよく取り組まれている項目）

◇車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行っている。

- ◇有料道路を利用する公用車について、E T C車載器を設置している。
  - ◇タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図っている。
  - ◇コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、各省庁の部局単位など適切な単位で把握し、管理し、削減を図っている。
  - ◇会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図っている。
  - ◇各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図っている。
  - ◇両面印刷・両面コピーの徹底を図っている。
  - ◇使用済み用紙の裏紙使用を図っている。
  - ◇A四判化の徹底による文書の一層のスリム化を図っている。
  - ◇温室効果ガスの排出削減の観点から、ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、電子メール、庁内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進めている。
  - ◇購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進めている。
  - ◇印刷物については、再生紙を使用し、古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行っている。
  - ◇購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用している。
  - ◇詰め替え可能な洗剤、文具等を使用している。
  - ◇机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図っている。
  - ◇部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図っている。
- (本府省でよく取り組まれている項目)
- ◇通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進している。
  - ◇使用済み封筒の再利用など、封筒使用の合理化を図っている。

#### 取組が遅れている項目

(政府機関全体で取組が遅れている項目)

- ◆一般公用車以外の公用車について、数値目標を掲げて低公害車化を図っている。
- ◆燃料電池自動車について率先導入している。
- ◆来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車利用の抑制や効率化を呼び掛けている。
- ◆現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択し、またこれらの機器の新規の購入に当たっても同様として

いる。

◆ 燃焼設備の改修に当たっては、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図っている。

## (2) 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

### よく取り組まれている項目

(政府機関全体でよく取り組まれている項目)

◇ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図っている。

◇ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努めている。

### 取組が遅れている項目

(政府機関全体で取組が遅れている項目)

◆ 既存の建築物においてエネルギーの使用状況等省エネルギーに係る診断を実施している。

◆ 既存の建築物における簡易ESCO診断を実施している。

◆ 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図っている。

◆ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFCを使用しない建設資材の利用を促進している。

◆ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進している。

◆ 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を極力図っている。

◆ 庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入している。

◆ 庁舎や公務員宿舎に燃料電池を可能な限り幅広く導入している。

◆ 庁舎や公務員宿舎に太陽熱利用システムを可能な限り幅広く導入している。

◆ 庁舎や公務員宿舎に木質バイオマス燃料を使用する暖房器具やボイラー等を可能な限り幅広く導入している。

◆ 建築物の規模・用途等を検討し、コージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図っている。

◆ 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置している。

◆ 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置している。

◆ 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図っている。

- ◆合板型枠については、一層の効率的・合理的利用や使用削減など施工を合理化する工法の選択を発注者として促している。
- ◆建設業に係る指定副産物の新規用途の開発に努めている。
- ◆樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用し、廃棄物としての排出を削減を図っている。
- ◆定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図っている。
- ◆建築物の建築等の設計者が、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法の採用に努め、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進めている。
- ◆最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発生や一部電力の遮断（防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図っている。
- ◆機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転の室温に応じた制御を可能とする温度センサーや、空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図っている。
- ◆民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めている。

表 5 政府の実行計画に基づく各府省の太陽光発電及び建物の緑化の整備状況(参考)

省庁名	太陽光発電整備状況(kW)			建物の緑化整備状況(m <sup>2</sup> )		
	計画期間前 (H18 以前) 整備	計画(H19～ 24)導入予定 ※1	H19～23 年度 整備	計画期間前 (H18 以前) 整備	計画(H19～ 24)導入予定 ※1	H19～23 年度 整備
内閣官房	51	242	385	5,998	0	0
内閣法制局※2	-	-	-	-	-	-
人事院	0	140	0	927	0	0
内閣府	40	24	15	835	625	351
宮内庁	6	110	100	105	0	101
公正取引委員会※2	-	-	-	-	-	-
警察庁	50	707	436	562	0	246
金融庁※2	-	-	-	-	-	-
消費者庁※2	-	-	-	-	-	-
総務省	121	30	149	2,319	0	1,027
法務省	423	1,615	2,047	5,125	16,438	7,828
外務省	60	66	100	4,020	0	0
財務省	675	723	1,216	9,159	15,110	15,787
文部科学省	0	50	51	0	2,418	2,584
厚生労働省	342	586	1,019	3,448	3,595	3,302
農林水産省	81	10	40	3,257	371	623
経済産業省	88	20	140	385	0	1,208
国土交通省	675	2,124	791	5,502	11,022	6,555
環境省	235	30	643	548	300	0
防衛省	40	110	100	2,870	7,000	3,680
会計検査院	-	-	-	-	-	-
合計	2,887	6,587	7,232	45,060	56,879	43,292
うち合同庁舎		1,120	1,032		10,495	9,805

※1.対応可能な庁舎は全て太陽光発電又は建物の緑化を導入するとの総理大臣指示（平成 19 年 5 月 29 日地球温暖化対策推進本部）を受け、H24 年度までの 6 年間の導入予定量を決定。

※2.整備対象施設（自ら管理する施設）の無い省庁

### (3) その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

#### よく取り組まれている項目

(政府機関全体でよく取り組まれている項目)

- ◇OA機器、家電製品及び照明については、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用している。
- ◇夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォーム・ビズ」を励行している。
- ◇冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底している。
- ◇深夜残業のための点灯時間の縮減及び帰宅時のタクシー利用の削減のため、並びに職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまって、水曜日の定時退庁の一層の徹底を図っている。
- ◇職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまって、有給休暇の計画的消化の一層の徹底、事務の見直しにより、夜間残業の削減を図っている。
- ◇昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図り、また夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底している。
- ◇トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図っている。
- ◇冷蔵庫の効率的使用を図っている。
- ◇事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底している。
- ◇分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置している。
- ◇不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努めている。
- ◇使い捨て製品の使用や購入の抑制を図っている。
- ◇シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限している。
- ◇コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進めている。
- ◇廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努めている。
- ◇物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努めている。

#### 取組が遅れている項目

(政府機関全体で取組が遅れている項目)

- ◆給湯器へのエコマイザーの導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力図っている。
- ◆庁舎に、施設規模等に応じてCO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入している。
- ◆家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄水の節水を進めている。

- ◆必要に応じ、食器洗い機を導入している。
- ◆リサイクルルートの確保等を内容とする各庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名している。
- ◆食べ残し、食品残滓などの有機物質について、再生利用や熱回収を行っている。

#### (4) 職員に対する研修等

##### 取組が遅れている項目

(政府機関全体で取組が遅れている項目)

- ◆地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進している。
- ◆地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図っている。
- ◆国が主唱する環境関係の諸行事において、地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加に便宜を図っている。
- ◆希望する職員が地球温暖化対策の推進に関する活動に参加できるよう、休暇を取りやすい環境づくりを一層進める等、必要な便宜を図っている。
- ◆職員に、いわゆる「環境家計簿」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の自己管理の実施を奨励している。
- ◆職員から省CO<sub>2</sub>化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し、効果的なものを実行に移している。

(本府省で取組が遅れている項目)

- ◆庁内誌、パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行っている。

## 5. まとめ

- 温室効果ガスの総排出量削減についての取り組みは全般に進んできており、基準年度（平成13年）に対して27.7%の削減を達成している。また、平成23年は平成22年に比べ、温暖化ガス排出量は8.8%減少している。内訳を見ると、電力使用量、施設のエネルギー供給設備等における燃料使用量、その他の使用量による温室効果ガス排出量は減少しているものの、公用車による温室ガス排出量は前年比で1.2%増加している。
- 温室効果ガス総排出量以外の数量的目標について、公用車の燃料使用量、用紙類の使用量、事務所の単位面積当たり電気使用量、エネルギー供給設備等における燃料使用量、事務所の単位面積当たり上水使用量、廃棄物の量（含む可燃ごみ）と、全ての項

目で平成 22 年～24 年の平均目標値をクリアしている。

- 数量的目標を含まない具体的細目措置の取組状況のうち、「財やサービスの購入・使用に当たっての配慮」については、公用車等の効率的利用、紙資源の削減、再生材料から作られた物品の使用、公共交通機関の利用等はよく取り組まれているが、燃料電池自動車の導入や来庁者への低公害車の優先利用等の取組が遅れている。
- 数量的目標を含まない具体的細目措置の取組状況のうち、「建築物の建築、管理等に当たっての配慮」については、庁舎内における冷暖房温度の適正管理、コンピューター室の冷房設定温度の適正な運用はよく取り組まれている。しかしこれ以外の取組は、本府省、地方支分部局等共に、総じて遅れている。特に、簡易 ESCO 診断の実施の他、断熱性の高い建具使用、損失の少ない変圧器や蓄熱システムの導入、新エネルギーの有効利用、水の有効利用、インバータ装置や電力デマンド装置の導入等、新たな設備投資を必要とするものは取組みが遅れている。
- 数量的目標を含まない具体的細目措置の取組状況のうち、「その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮」については、本府省、地方支分部局等共に、クールビズ、冷暖房中の窓・出入口の解放禁止、昼休みの消灯、冷蔵庫の効率的な使用等、日常の運用改善の取組は進んでいる。しかし、高効率給湯器や給湯器へのエコマイザー導入等、新たな設備投資を必要とする取組みはあまりすすんでいない。
- 数量的目標を含まない具体的細目措置の取組状況のうち、「職員に対する研修等」については、本府省、地方支分部局等共に、全般的に取組が進んでおらず、この傾向は過去継続して改善が見られない。



## 各府省別の温室効果ガス排出量とその要因分析

省庁名	(注2) H13 (トンCO <sub>2</sub> /年)	(注3) H23 (トンCO <sub>2</sub> /年)	H13比 増減率(%)	H22～24 削減目標	H13比増減率の内訳						(参考)	
					公用車	電気	(注4)		(注5) その他	H22 (トンCO <sub>2</sub> /年)	H22比 増減率(%)	
							電気使 用量	排出係 数変化				施設のエネ ルギー使用
%	%	%	%	%	%	%						
内閣官房	1,837	11,007	(注6) 499.1%	(注8) 37.3%	-8.7%	486.2%	492.0%	-5.8%	21.7%	0.0%	14,496	-24.1%
内閣法制局	310	288	-7.1%	-15.3%	-4.8%	0.2%	-8.3%	8.5%	-2.5%	0.0%	425	-32.2%
人事院	1,718	1,448	-15.7%	-8.3%	-1.7%	-7.5%	-14.5%	7.1%	-6.5%	0.0%	1,792	-19.2%
内閣府	9,374	13,362	42.5%	(注8) 37.3%	-2.3%	43.8%	-2.1%	45.9%	0.0%	1.0%	15,448	-13.5%
宮内庁	8,487	5,602	-34.0%	-8.0%	-0.6%	-8.0%	-10.7%	2.7%	-9.3%	-16.1%	7,234	-22.6%
公正取引委員会	1,247	1,466	17.6%	15.2%	-0.3%	17.8%	-0.3%	18.1%	0.1%	0.0%	1,606	-8.7%
警察庁	32,549	29,124	-10.5%	-8.0%	-1.0%	-6.6%	-12.7%	6.1%	-2.9%	0.0%	33,255	-12.4%
金融庁	1,224	2,863	133.9%	22.5%	1.5%	67.3%	56.6%	10.7%	65.0%	0.0%	3,430	-16.5%
消費者庁	0	321	(注7) -	-	-	-	-	-	-	-	462	-30.5%
総務省	14,320	13,379	-6.6%	-10.0%	-1.1%	-2.7%	-11.8%	9.1%	-2.9%	0.1%	15,969	-16.2%
法務省	328,141	268,520	-18.2%	-8.1%	-0.2%	4.4%	-1.2%	5.5%	-21.4%	-0.9%	267,143	0.5%
外務省	7,157	5,807	-18.9%	-8.0%	-1.1%	-9.0%	-14.3%	5.3%	-8.8%	0.0%	7,047	-17.6%
財務省	132,961	108,702	-18.2%	-8.0%	-0.5%	-6.2%	-13.1%	6.9%	-11.4%	-0.1%	133,165	-18.4%
文部科学省	5,430	6,811	25.4%	-8.0%	-0.4%	-0.4%	-5.9%	5.5%	26.2%	0.0%	7,728	-11.9%
厚生労働省	116,114	90,624	-22.0%	-13.2%	-1.3%	-11.9%	-16.2%	4.4%	-8.5%	-0.3%	109,040	-16.9%
農林水産省	145,387	110,540	-24.0%	-10.0%	-3.7%	-6.0%	-7.5%	1.5%	-8.1%	-6.2%	114,907	-3.8%
経済産業省	25,928	15,445	-40.4%	-21.0%	-0.1%	-26.8%	-18.3%	-8.5%	-13.5%	0.0%	20,518	-24.7%
国土交通省	1,042,394	647,733	-37.9%	-8.5%	-0.7%	-0.1%	-2.2%	2.1%	-2.2%	-34.9%	704,435	-8.0%
環境省	6,695	5,827	-13.0%	-10.0%	1.2%	-7.1%	-13.0%	5.9%	-6.9%	-0.1%	6,064	-3.9%
防衛省	115,765	103,280	-10.8%	-8.0%	-0.2%	-3.8%	-5.8%	1.9%	-2.1%	-4.6%	116,277	-11.2%
会計検査院	1,165	3,150	170.5%	-8.0%	-3.7%	108.5%	95.1%	13.3%	65.7%	0.0%	3,526	-10.6%
合計	1,998,202	1,445,300	-27.7%	-8.0%	-0.8%	-0.9%	-4.2%	3.3%	-6.8%	-19.1%	1,583,967	-8.8%

(注1)「○%」とあるのは、平成13年度の各府省の総排出量に対する増減比率。

(注2)平成13年度の電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量の算出に当たっては、一般電気事業者は0.378kgCO<sub>2</sub>/kWh、その他電気事業者は0.602kgCO<sub>2</sub>/kWhの排出係数を用いている。

(注3)平成23年度の電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量の算出に当たっては、地球温暖化対策推進法に基づき平成24年1月17日に公表された電気事業者毎の排出係数又は電気の使用者において把握できる適切な排出係数又は0.559kgCO<sub>2</sub>/kWhの排出係数を用いている。

(注4)施設のエネルギー：施設で使用する電気以外のエネルギー(空調・給湯用のガス、A重油、灯油等)

(注5)その他：船舶、航空機燃料、医療施設の笑気ガス、農業関連に伴う排出など。主たるものは船舶。

(注6)内閣官房の大幅な排出増は、平成14年度の内閣衛星情報センター等の運用開始等によるもの。

(注7)消費者庁は平成21年9月発足のため、平成13年度との比較をしていない。

(注8)内閣官房と内閣府の平成22～24年削減目標はこの2つの機関を合わせたの目標である。